

20京大施環安第52号  
令和 2年 9月30日

原子力規制委員会 殿

京都市左京区吉田本町  
国立大学法人 京都大学  
学長 山 極 壽 一

## 核燃料物質使用施設保安規定変更承認申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項及び第76条の規定に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の変更承認を下記のとおり申請します。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名	称	国立大学法人 京都大学
住	所	京都市左京区吉田本町
代表者の氏名	学長	山 極 壽 一

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定の記述を別添の「京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

3. 変更の理由

「使用施設等における保安規定の審査基準の制定について」(令和2年2月5日原子力規制委員会制定)に適合させるため。

保安規定の見直し、または、記載の適正化のため

4. 附則

この規定は、原子力規制委員会の承認を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

以上

京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用施設施設保安規定 変更比較表(該当条文のみを記載、変更箇所は下線部)

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則 1            第2章 保安管理組織 1            第3章 保安教育 4            第4章 放射線管理 4            第5章 放射線測定 8            第6章 保守管理 9            第7章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 10            第8章 放射性廃棄物の管理 11            第9章 非常時の措置 11            第10章 品質保証 13            第11章 記録及び報告 17            附則 17</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安について定め、もってこれらに関する災害の発生又は拡大を防止することを目的とする。</p> <p>2 前項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALARAの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質保証の考えのもと保安活動を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則            第2章 保安管理組織            第3章 保安教育            第4章 放射線管理            第5章 放射線測定            第6章 保守管理            第7章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬            第8章 放射性廃棄物の管理            第9章 非常時の措置            第10章 施設管理            第11章 品質マネジメントシステム            第12章 記録及び報告            附則</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安について定め、もってこれらに関する災害の発生又は拡大の防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 前項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALARAの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質マネジメントの考えのもと保安活動を実施する。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更 品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第18号対応</p> <p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p> <p>(規定の遵守) 第3条 研究所の職員、研究所が受け入れた学生、研究生、研究員又は研修員(以下「所員等」という。)は、貯蔵室において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。 2 所長は、前項以外の者に貯蔵室において業務を行わせる場合は、本規定を遵守させなければならない。</p> <p>第2章 保安管理組織</p> <p>(保安管理及び品質保証に係る組織) 第4条 貯蔵室の保安管理及び品質保証に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務) 第5条 貯蔵室の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 総長は、研究所に係る保安上の業務及び品質保証活動を総理する。  (2) 所長は、総長の命を受け、研究所に係る保安上の業務及び品質保証活動を統括する。 (3) 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「炉規定」という。)に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。 (4) 炉規定に定める安全管理本部長は、貯蔵室の保安管理について統括する。 (5) 核燃料取扱主務者は、第7条に定める職務を行う。 (6) 炉規定に定める核燃料管理室長は、貯蔵室の保安管理に係る業務をつかさどる。 (7) 炉規定に定める中央管理室長は、研究所に係る保安上の業務をつかさどる。 (8) 炉規定に定める品質管理室長は、貯蔵室の保安管理の品質管理に係る業務をつかさどる。 (9) 炉規定に定める放射線管理部長は、貯蔵室の放射線管理に係る業務をつかさどる。 (10) 実験用核燃料部長は、第9条第4項に定める職務を行う。 (11) 別に定める放射線取扱主任者は、貯蔵室における放射線障害の発生防止の監督を行う。 (12) 炉規定に定める原子炉安全委員会は、第10条に定める審議を行う。</p>	<p>(中略)</p> <p>(規定の遵守) 第3条 研究所の職員、研究所が受け入れた学生、研究生、研究員又は研修員(以下「所員等」という。)は、貯蔵室において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。 2 研究所長(以下、所長という。)は、前項以外の者に貯蔵室において業務を行わせる場合は、本規定を遵守させなければならない。</p> <p>第2章 保安管理組織</p> <p>(保安管理及び品質保証に係る組織) 第4条 貯蔵室の保安管理及び品質マネジメントシステムに係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務) 第5条 貯蔵室の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 京都大学学長(以下、学長という)は、核燃料物質の使用の承認を受ける京都大学の経営責任者として、研究所に係る保安上の業務及び品質マネジメントシステムを総理する。 (2) 所長は、学長の命を受け、研究所に係る保安上の業務及び品質マネジメントシステムを統括する。 (3) 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「炉規定」という。)に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。 (4) 炉規定に定める安全管理本部長は、貯蔵室の保安管理について統括する。 (5) 核燃料取扱主務者は、第7条に定める職務を行う。 (6) 炉規定に定める核燃料管理室長は、貯蔵室の保安管理に係る業務をつかさどる。 (7) 炉規定に定める中央管理室長は、研究所に係る保安上の業務をつかさどる。 (8) 炉規定に定める品質管理室長は、貯蔵室の保安管理の品質マネジメントシステムに関する管理業務をつかさどる。 (9) 炉規定に定める放射線管理部長は、貯蔵室の放射線管理に係る業務をつかさどる。 (10) 実験用核燃料部長は、第9条第4項に定める職務を行う。 (11) 別に定める放射線取扱主任者は、貯蔵室における放射線障害の発生防止の監督を行う。 (12) 炉規定に定める原子炉安全委員会は、第10条に定める審議を行う。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>名称変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第1号対応 名称変更 記載の適正化 名称及び役割の変更</p> <p>名称、用語の変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(13) 炉規定に定める品質保証責任者は、品質保証活動について統括する。</p> <p>(14) 炉規定に定める内部監査責任者及び内部監査委員会は、第52条に定める業務を行う。</p> <p>(15) 炉規定に定める事務管理部長は、研究所における設計及び工事に係る業務をつかさどる。</p> <p>(核燃料取扱主務者の選任) 第6条 貯蔵室に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を使用施設の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>総長</u>があらかじめ命ずる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者の代行者を使用施設の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者のうちから所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>総長</u>があらかじめ命ずる。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉安全委員会) 第10条 原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定、核燃料物質の使用等、貯蔵室の保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更</p> <p>(2) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項</p> <p>(3) その他貯蔵室の保安に係る重要な事項</p> <p>2 安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長の指名した委員をもって構成し、<u>所長</u>が議長となる。</p> <p>3 <u>所長</u>は、<u>安全委員会</u>の答申を尊重する。</p>	<p>(13) 炉規定に定める品質保証責任者は、品質マネジメントシステムについて監理する。</p> <p>(14) 炉規定に定める内部監査責任者及び内部監査委員会は、第52条に定める業務を行う。</p> <p>(15) 炉規定に定める事務管理部長は、研究所における<u>保全並びに</u>設計及び工事に係る業務をつかさどる。</p> <p>(核燃料取扱主務者の選任) 第6条 貯蔵室に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を使用施設の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>学長</u>があらかじめ命ずる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者の代行者を使用施設の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者のうちから所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>学長</u>があらかじめ命ずる。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉安全委員会) 第10条 原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定、核燃料物質の使用等、貯蔵室の保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更</p> <p>(2) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項</p> <p>(3) その他貯蔵室の保安に係る重要な事項</p> <p>2 安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長の指名した委員をもって構成し、<u>炉規定</u>に定める安全管理本部長が議長となる。</p> <p>3 <u>安全管理本部長</u>は、<u>審議の結果とまとめ</u>、<u>所長</u>に答申する。</p> <p>4 <u>所長</u>は<u>安全委員会</u>の審議結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 <u>安全委員会</u>の議事の運営について必要な事項は、<u>安全委員会</u>が定める。</p> <p>(検査小委員会) 第10条の2 <u>安全委員会</u>に<u>検査小委員会</u>を置き、<u>検査対象となる施設・設備の保守に関与しない者による独立検査</u>を行う。</p> <p>2 <u>検査小委員会</u>の体制及び議事の運営について必要な事項は、<u>安全委員会</u>が定める。</p> <p>3 <u>所長並びに</u>使用施設の保守担当部室及びその上司は、<u>独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない</u>。</p>	<p>名称及び役割の変更</p> <p>役割の変更</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>原子炉保安規定に合わせた記載内容に変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号(使用施設等の施設管理に関すること)審査基準2への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>第3章 保安教育</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第11条 中央管理室長は、貯蔵室に係る業務を行う所員等に対し、別表第1及び別表第2に掲げるところに従い、保安教育及び保安訓練を年度ごとに計画し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、核燃料取扱主務者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 核燃料管理室長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、保安訓練を実施しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第22条 所長は、貯蔵室において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急作業を必要とする場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を総長に書面で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 前項の緊急作業を必要とする場合、核燃料部長は、核燃料取扱主務者との協議の上、緊急作業計画を作成し、所長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 核燃料部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃</p>	<p>4 独立検査に係る者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに研究所の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p> <p>(CAP 小委員会)</p> <p>第10条の3 安全委員会に CAP 小委員会を置き、使用施設における是正処置プログラム(CAP)を行う。</p> <p>2 CAP 小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>第3章 保安教育</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第11条 中央管理室長は、貯蔵室に係る業務を行う所員等に対し、別表第1及び別表第2に掲げるところに従い、保安教育及び保安訓練を年度ごとに計画し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、核燃料取扱主務者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 核燃料管理室長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、保安訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 所長は、使用施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合(多量の放射性物質等を放出する事故含む)の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第22条 所長は、貯蔵室において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急作業を必要とする場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 前項の緊急作業を必要とする場合、核燃料部長は、核燃料取扱主務者との協議の上、緊急作業計画を作成し、所長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 核燃料部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号(使用施設等の施設管理に関すること)審査基準1への対応</p> <p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>料取扱主務者並びに放射線取扱主任者に速やかに報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、告示第7条に定める緊急作業にかかる線量限度を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>7 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について第11条の規定による教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を総長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業について第11条の規定による訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 告示第7条第3項に定める場合にあつては、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(中略)</p> <p>(通報)</p> <p>第42条 貯蔵室に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した者は、直ちに中央管理室長に通報する。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の通報を受けた場合、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長及び核燃料部長、核燃料管理室長、核燃料取扱主務者に通報しなければならない。</p>	<p>料取扱主務者並びに放射線取扱主任者に速やかに報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、告示第7条に定める緊急作業にかかる線量限度を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>7 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について第11条の規定による教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を学長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業について第11条の規定による訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 告示第7条第3項に定める場合にあつては、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(中略)</p> <p>(通報)</p> <p>第42条 使用施設の異常や事故を引き起こした者又は発見した者は、直ちに中央管理室長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。ここで事故とは、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)(以下、「使用規則」という。)第6条の10第1号から第12号に定める事象やそれに準ずる事象を含む。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の通報を受けた場合、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長及び核燃料部長、核燃料管理室長、核燃料取扱主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた所長は、直ちに所定の機関に通報するとともに、学長に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた学長は、事故が使用規則第6の10第1号から第12号に定める報告事象である場合は、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会へ報告しなければならない。</p>	<p>名称変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号(使用施設等に係る保安に関する適正な記録及び報告に関する)審査基準3~5への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(緊急事態の発令)</p> <p>第43条 所長は、前条第2項に定める通報を受け緊急事態に該当すると判断した場合は、直ちに緊急事態を宣言し、緊急対策本部を設置する。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 緊急対策本部及び緊急作業団に関する事項は、炉規定に定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(緊急事態の発令)</p> <p>第43条 所長は、前条第2項に定める通報を受け緊急事態に該当すると判断した場合は、直ちに緊急事態を宣言し、緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業者防炎業務計画によらなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 緊急対策本部及び緊急作業団に関する事項は、炉規定に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>第10章 施設管理 (施設管理方針の策定)</p> <p>第48条 所長は、使用施設の施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第48条の2 各部長は、使用施設について、前条の施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>2 各部長は、それぞれの所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第48条の3 各部長は、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設の巡視(使用施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設の点検等の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 使用施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 施設管理に関する記録に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第12号(非常の場合に講ずるべき処置に関すること)への対応</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号(使用施設等の施設管理に関すること)への対応</p>



変更前	変更後	備考
<p>第10章 品質保証</p>	<p>(保全活動の実施)            第48条の4 各部長は、使用施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、  <u>保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)            第48条の5 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画は次の期間ごとに評  <u>価し、改善しなければならない。</u>            (1) 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間            (2) 施設管理計画実施計画にあつては、第48条の3(1)に規定する期間</p> <p>(使用前事業者検査)            第48条の6 所長は、使用施設の設置又は変更の工事を行ったときは、当該施設に対し  <u>て、使用前事業者検査を行わなければならない。</u>            2 使用前事業者検査は第10条の2に規定する検査小委員会が行う。            3 検査小委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、  <u>方法及びその他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、核燃料取扱主務者の承認</u>  <u>を得なければならない。</u>            4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料  <u>取扱主務者の確認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</u>            5 第1項の設置又は工事を行った部長は、使用規則第2条の6に定めた使用前確認  <u>を要しない場合を除き、使用前確認を受けなければ当該施設を使用してはならない。</u>  <u>ただし、使用施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合</u>  <u>において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。</u></p> <p>(技術情報の共有)            第48条の7 保守点検を実施した部長は、保守点検を委託したメーカーなどから保安  <u>に関する技術情報を得た場合、品質管理室長に報告しなければならない。</u>            2 前項の報告を受けた品質管理室長は、使用施設の保安を向上させるために、各管理  <u>部室及び他の核燃料物質使用者に情報を共有しなければならない。</u></p> <p>第11章 品質マネジメントシステム            (原子力の安全のためのリーダーシップ)            第49条 学長は、原子力の安全のため、品質マネジメントシステムを総理することにおい  <u>てリーダーシップを発揮し、責任を持って所長に同システムの統括をさせなければならない。</u>            2 所長は原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、統括者としての責任を持って</p>	<p>使用規則第2条の12第            1項第16号(技術情報の            共有)への対応</p> <p>品質基準規則第9条対            応(経営責任者の原子力            の安全のためのリーダ            ーシップ)</p>

変更前	変更後	備考
	<p>品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>四 第49条の4に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>五 資源を利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を品質マネジメントシステムに係る組織に属して保安活動を実施する者(以下、要員という。)に周知すること。</p> <p>七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(品質方針)            第49条の2 所長は品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。</p> <p>一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に所長が責任を持って関与すること。</p> <p>三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 所員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に所長が責任を持って関与すること。</p> <p>(品質目標)            第49条の3 所長は、部室において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにし、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。</p> <p>(マネジメントレビュー)            第49条の4 所長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項のマネジメントレビューの結果を受けて、次に掲げる事項について決定しなければならない。</p>	<p>品質基準規則第 11 条対応(品質方針)</p> <p>品質基準規則第 12 条対応(品質目標)</p> <p>品質基準規則第 20 条対応(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)</p> <p>第48条 所長は、使用施設に関する保安活動を適切かつ体系的に実施するため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画に関する事項</p> <p>(3) 保安活動の実施に関する事項</p> <p>(4) 保安活動の評価に関する事項</p> <p>(5) 保安活動の改善に関する事項</p> <p>(6) 品質マネジメントシステムの範囲</p> <p>(7) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報</p> <p>(8) 各プロセスの相互の関係</p> <p>2 所長は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って、品質保証計画の管理を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内部監査責任者、放射線管理部長、核</p>	<p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>五 関係法令の順守に関する改善</p> <p>3 所長は、前項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 学長は、マネジメントレビューの結果について所長に報告させ、京都大学として、第三項の事項について必要な措置を講じる。</p> <p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第49条の5 所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針及び品質目標</p> <p>二 品質マネジメントシステムを規定する品質マネジメント計画書</p> <p>三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>四 品質マネジメント計画書に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第49条の6 所長は品質マネジメント計画書に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>五 プロセスの相互関係</p> <p>2 所長は、品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って、品質マネジメントシステム文書の管理を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内部監査責任者、放射線管理部長、核</p>	<p>品質基準規則第 5 条対応(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>品質基準規則第 6 条対応(品質マニュアル)</p>

変更前	変更後	備考
<p>燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長、品質管理室長（以下「各部室長等」という。）及び事務管理部長に対し、品質保証計画に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。</p> <p>4 品質保証責任者は、次に各号に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 品質保証に必要なプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの<u>実施状況</u>及びその改善の必要性について所長に報告すること。</p> <p>(3) 各部室において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。</p> <p>5 品質保証責任者は、品質保証に関する業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>6 各部室長等及び事務管理部長は、第2項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</p> <p>(品質保証に係る教育)</p> <p>第49条 所長は、品質保証活動を実施するに当たって、第4条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、品質保証活動に係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて別表11のとおり実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質保証活動に係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第50条 各部室長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 放射線管理部長、核燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長及び品質管理室長（以下「各部室長」という。）は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部室長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部室長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質保証計画に則り必要な処置を行わなければならない。</p> <p>(検査及び試験)</p>	<p>燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長、品質管理室長（以下「各部室長等」という。）及び事務管理部長に対し、品質マネジメント計画に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質マネジメントシステムを、それぞれの役割に応じて、実施させる。</p> <p>4 所長は、品質保証責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>(1) 品質保証に必要なプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの<u>運用状況</u>及びその改善の必要性について所長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5 品質保証責任者は、品質マネジメントシステムに関する管理業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>(削除)</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る教育)</p> <p>第49条の7 所長は、品質マネジメントシステムを実施するに当たって、第4条に定める品質マネジメントシステムに係る組織に属する<u>所員</u>に対し、品質マネジメントシステムに係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて別表11のとおり実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質マネジメントシステムに係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第50条 各部室長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 放射線管理部長、核燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長及び品質管理室長（以下「各部室長」という。）は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部室長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部室長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質マネジメントシステムに則り必要な処置を行わなければならない。</p> <p>(検査及び試験)</p>	<p>備考</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>条番号変更、名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第51条 所長は、第48条第3項における品質保証活動の実施に関して、検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部室長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部室長は、前項の方法に基づき、<u>品質保証活動</u>を実施しなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第52条 内部監査責任者は、内部監査委員会を指揮し、年1回以上、品質マネジメントシステムに関する内部監査を実施しなければならない。</p> <p>2 内部監査責任者は、前項の内部監査の実施においては、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p>3 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画に基づき実施した内部監査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、内部監査の結果、明らかになった事項について、必要に応じて次条に規定する不適合管理及び第53条の2に規定する是正処置並びに第54条に規定する予防処置に展開しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第53条 各部室長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第2項及び第3項に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「規則」という。)第6条の10第1項に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>(3) その他、要求事項をみたしていないと各部室長が判断した場合</p> <p>2 各部室長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理</p> <p>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の維持</p> <p>(3) 不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証</p> <p>4 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部室以外の部室</p>	<p>第51条 所長は、第49条の6第3項における品質マネジメントシステムの実施に関して、検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部室長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部室長は、前項の方法に基づき、<u>検査及び試験に係る品質マネジメントシステム</u>を実施しなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第52条 内部監査責任者は、内部監査委員会を指揮し、<u>保安活動の重要度</u>に応じて年1回以上、品質マネジメントシステムに関する内部監査を実施しなければならない。</p> <p>2 内部監査責任者は、前項の内部監査の実施においては、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p>3 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画に基づき実施した内部監査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、内部監査の結果、明らかになった事項について、必要に応じて次条に規定する不適合管理及び第53条の2に規定する是正処置並びに第54条に規定する未然防止処置に展開しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第53条 各部室長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第2項及び第3項に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「規則」という。)第6条の10第1項に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>(3) その他、要求事項をみたしていないと各部室長が判断した場合</p> <p>2 各部室長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理</p> <p>(2) 不適合の内容の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の管理</p> <p>(3) 不適合を除去するための措置を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証</p> <p>(4) <u>第1項第1号の不適合事象に関する情報のホームページにおける公開</u></p> <p>4 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部室以外の部室</p>	<p>記載の適正化</p> <p>品質管理規則第46条対応(内部監査)</p> <p>名称変更</p> <p>品質基準規則第49条対応(不適合の管理)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>使用規則第2条の12第1項第17号(不適合発生時の情報公開)への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>長等に対して周知をしなければならない。</p> <p>(是正処置)            第53条の2 各部室長は、発見された不適合の再発防止のため、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>不適合の内容確認</u>            (2) <u>不適合の原因特定</u>            (3) <u>不適合の再発防止を確実にするための是正処置の必要性の評価</u>            (4) <u>必要な是正処置の決定及び実施</u></p> <p>(5) <u>採った是正処置の結果の記録</u>            2 各部室長は、前項の手続きに従って是正処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。            3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(予防処置)            第54条 各部室長は、品質保証責任者に対して第53条第2項の報告があった場合、または各部室長が必要を認めた場合、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u>            (2) <u>不適合の発生を未然に防止するための予防処置の必要性の評価</u>            (3) <u>必要な予防処置の決定及び実施</u></p> <p>(4) <u>採った予防処置の結果の記録</u>            (5) <u>他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置</u></p> <p>2 各部室長は、前項の手続きに従って予防処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。            3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p>	<p>長等に対して周知をしなければならない。</p> <p>(是正処置等)            第53条の2 各部室長は、発見された不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(削除)            (削除)</p> <p>(1) <u>是正処置を講ずる必要性の評価</u>            (2) <u>必要な是正処置の決定及び実施</u>            (3) <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価</u>            (4) <u>必要に応じて、保安活動の改善のために講じた措置の変更</u>            (5) <u>必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更</u>            (6) <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析手順の確立及び実施</u>            (7) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録作成と管理</u></p> <p>2 各部室長は、前項の手続きに従って是正処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。            3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(未然防止処置)            第54条 各部室長は、第53条第2項の不適合事象の報告があった場合、または使用施設その他の施設の使用経験等の知見により、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u>            (2) <u>未然防止処置を講ずる必要性についての評価</u>            (3) <u>必要な未然防止処置の決定と実施</u>            (4) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価</u>            (5) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録作成と管理</u></p> <p>2 各部室長は、前項の手続きに従って未然防止処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。            3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p>	<p>品質基準規則第 52 条対応(是正処置等)</p> <p>品質基準規則第 53 条(未然防止処置)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(品質保証計画の継続的改善)</p> <p>第55条 所長は、品質保証計画が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項のマネジメントレビューの結果に基づき、品質保証計画を必要に応じて改善しなければならない。</p> <p>3 所長は、マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開しなければならない。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第56条 所長は、品質保証計画に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質保証活動に必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理</p> <p>(2) 品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化</p> <p>(3) 品質保証活動に必要な記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な書類</p> <p>(4) 品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第57条 所長は、別表第12第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報告)</p> <p>第58条 所長は、規則第6条の10第1項各号の一に該当する場合は、直ちに総長に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し総長に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際してとった処置</p> <p>(3) 原因</p>	<p>(品質マネジメントシステムの継続的改善)</p> <p>第55条 所長は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第56条 所長は、品質マネジメント計画書に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメント文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の明確化</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムに必要な記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な書類</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第57条 所長は、別表第12第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(削除)</p>	<p>品質基準規則第51条対応(継続的な改善)</p> <p>品質基準規則第7条、第8条(文書の管理、記録の管理)</p> <p>記載の適正化</p>

別添

変更前	変更後	備考
<p>(4) その後の対策及び処置            (5) その他、必要な事項            3 第1項の報告を受けた総長は、その旨を直ちに、前項の報告書を10日以内に原子力規制委員会へ報告しなければならない。</p> <p>附 則            この規定は、平成12年9月29日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成16年4月14日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成21年6月15日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成26年4月28日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成29年1月16日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成30年6月15日から施行する。</p>	<p>附 則            この規定は、平成12年9月29日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成16年4月14日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成21年6月15日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成26年4月28日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成29年1月16日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、平成30年6月15日から施行する。</p> <p>附 則            この規定は、令和 年 月 日から施行する。</p>	



変更前					変更後					備考
(中略)					(中略)					記載の適正化
別表 1 1 品質保証活動に係る教育					別表 1 1 品質マネジメントシステムに係る教育					
教育訓練項目	所長及び 部室員	品質保証 責任者	内部監査責任 者及び 内部監査委員	頻度	対象者 項目	所長及び 部室員	品質保証 責任者	内部監査責任 者及び 内部監査委員	頻度	
品質保証計画書	0.5時間			策定及び改訂の都度*2	品質マネジメント計画書	30分以上			当初1回並びに改訂のつど*2	
品質保証活動に必要な文書及び記録*1	0.5時間			策定及び改訂の都度*2	品質マネジメント文書及び記録(書式)*1	30分以上			当初1回並びに改訂のつど*2	
品質保証に関する知識		7時間		選任時	上欄の2項目に対する再教育	15分以上			毎年度	
内部監査の実施方法		7時間*3	7時間	選任時	品質マネジメントシステムに関する知識		7時間以上		選任時	
					内部監査の実施方法		7時間以上*3	7時間以上	選任時	
*1 対象の文書及び記録(書式)は品質保証計画書に則る。					*1 対象の文書及び記録(書式)は品質マネジメント計画書に則る。					
*2 部分改訂の場合は、回覧にて周知徹底を図る。					*2 部分改訂の場合は、回覧にて周知徹底を図る。					
*3 内部監査責任者または内部監査委員として教育を受けた場合は、除外する。					*3 内部監査責任者または内部監査委員として教育を受けた場合は、除外する。					

変更前					変更後					備考
別表第12 核燃料物質の使用等に関する記録					別表第12 核燃料物質の使用等に関する記録					
(1) 規則第2条の11に定める記録					(1) 規則第2条の11に定める記録					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
2. 放射線管理記録 (イ) 貯蔵室の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (ロ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	作業中毎日1回 毎週1回	放射線管理部長 同上	放射線管理部長 同上	5年間 5年間	2. 放射線管理記録 (イ) 貯蔵室の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (ロ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	作業中毎日1回 毎週1回	放射線管理部長 同上	放射線管理部長 同上	5年間 5年間	
(ハ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を総長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く。以下同じ。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	同上	同上	規則第2条の11第5項に定める期間	(ハ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く。以下同じ。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	同上	同上	規則第2条の11第5項に定める期間	名称変更

別添

変更前					変更後					備考
本人の申出等により総長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量					本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量					名称変更
(二) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	同 上	同 上	(ハ) に同じ	(二) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	同 上	同 上	(ハ) に同じ	
(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回((ハ)欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	同 上	同 上	(ハ) に同じ	(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回((ハ)欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	同 上	同 上	(ハ) に同じ	
(ハ) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務につく時	同 上	中央管理室長	(ハ) に同じ	(ハ) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務につく時	同 上	中央管理室長	(ハ) に同じ	

別添

変更前					変更後					備考
別表第12 (つづき)					別表第12 (つづき)					
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
(ト) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	(ト) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	
3. 保守記録					3. 保守記録					
(イ) 貯蔵室の巡視及び点検の状況並びにその実施者の氏名	毎月1回	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	(イ) 貯蔵室の巡視及び点検の状況並びにその実施者の氏名	毎月1回	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	
(ロ) 貯蔵室の修理の状況及びその実施者の氏名	修理の都度	同上	同上	1年間	(ロ) 貯蔵室の修理の状況及びその実施者の氏名	修理の都度	同上	同上	1年間	
(ハ) 貯蔵室の定期的な自主検査の結果	検査の都度	核燃料部長及び放射線管理部長	同上	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(ハ) 貯蔵室の定期的な自主検査の結果	検査の都度	核燃料部長及び放射線管理部長	同上	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
4. 貯蔵室の事故記録					4. 貯蔵室の事故記録					
(イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	核燃料部長	中央管理室長	使用の廃止までの期間	(イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	核燃料部長	中央管理室長	使用の廃止までの期間	
(ロ) 事故の状況及び事故に際してとった処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際してとった処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	

別添

変更前					変更後					備考
(ハ) 事故の原因	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	
(ニ) 事故後の処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	
5. 保安教育・保安訓練の記録					5. 保安教育・保安訓練の記録					
(イ) 保安教育及び保安訓練の実施計画	策定の都度	中央管理室長	中央管理室長	3年間	(イ) 保安教育及び保安訓練の実施計画	策定の都度	中央管理室長	中央管理室長	3年間	
(ロ) 保安教育及び保安訓練の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	核燃料管理室長	同上	3年間	(ロ) 保安教育及び保安訓練の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	核燃料管理室長	同上	3年間	
6. 品質保証計画	策定及び改訂の都度	品質保証責任者	品質管理室長	次の改定の後3年間	6. 品質保証計画	策定及び改訂の都度	品質保証責任者	品質管理室長	次の改定の後3年間	
別表第12 (つづき)					別表第12 (つづき)					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
7. 警報の記録*1、2	その都度	核燃料部長	中央管理室長	1年間	7. 警報の記録*1、2	その都度	核燃料部長	中央管理室長	1年間	
*1 核燃料物質使用承認申請書に記載する警報についても記録を行う。 *2 検査、点検、保守、工事、訓練、及び設備の起動停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。					*1 核燃料物質使用承認申請書に記載する警報についても記録を行う。 *2 検査、点検、保守、工事、訓練、及び設備の起動停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。					
										使用規則第2条の12第1項第14号(記録及び報告)への対応

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 貯蔵室に係る保安管理及び品質保証に係る組織</p> <p>(後略)</p>	<p>別図第1 貯蔵室に係る保安管理及び品質マネジメントシステムに係る組織</p> <p>(後略)</p>	<p>記載の適正化</p>